

第66回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 次 第

日 時：令和3年8月8日（日）15時～

場 所：県庁21階 特別会議室

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. その他

香川県の現状

資料 1

【8/3～感染拡大防止集中対策期】

直近 1 週間の 累積新規感染者数	先週 1 週間の 累積新規感染者数
267人	146人

8月 累積新規感染者数 (8月7日現在)	7月 累積新規感染者数
267人	210人

指 標	8月7日現在
① 直近 1 週間の累積新規感染者数 (対人口 10 万人)	10万人当たり 27.9人 < 直近 1 週間 (8/1～8/7) 267人 >
② 感染経路不明者数 の割合	50.2% < ①の 267人 のうち感染経路不明は 134人 >
③ 直近 1 週間と先週 1 週間の比較	1.8 < 先週 1 週間 (7/25～7/31) 146人 >
④医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	42.7% < 入院患者 100人 / 病床234床 >
〃 (入院医療：入院率)	30.7% < 入院患者 104人 / 療養者数 339人 >
〃 (重症者用病床：確保病床の使用率)	3.6% < 重症患者 1人 / 病床28床 >
⑤ 療養者数 (対人口 10 万人)	10万人当たり 35.5人 < 339人 [入院 104人、宿泊療養等 235人] >
⑥ 直近 1 週間の P C R 陽性率	7.6% < 陽性 267人 / 検査数 3519人 >

(参考) 国分科会提言 (R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1 週間 10 万人当たり 15人以上	1 週間 10 万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

知事から「緊急事態対策期」における県民の皆さまへのお願い ～感染急拡大の状況を食い止めるため、最大限の感染防止対策の徹底を～

本県では、7月下旬以降の感染拡大の状況等に応じて、7月31日からは「感染拡大防止対策期」に、また、8月3日からは「感染拡大防止集中対策期」に、対策期を順次移行し、県民の皆さまには、不要不急の外出を慎重に検討していただくことや、他の都道府県との不要不急の往来、帰省や旅行及びこれに伴う会食は慎重に検討していただくことなど、感染拡大防止行動の実践にご協力をいただいているところです。

また、事業者の皆さまには、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底などのほか、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすく感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、昨日8月7日から20日までの間、高松市内の飲食店の皆さまには、営業時間の短縮についてご協力いただいているところです。

県民の皆さま、事業者の皆さまに、長きにわたり感染拡大の防止に向けた各種対策にご理解、ご協力いただいておりますことに対し、改めまして、心から感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療に当たられている医療従事者の皆さまにも、厚く御礼申し上げます。

7月下旬まで一桁で落ち着いていた本県の新規感染者数は、7月28日に33人に急増して以降、30人前後の水準が続いた後、一昨日の8月6日には、過去2番目に多い59人、昨日は50人にのぼり、直近1週間の累積新規感染者数は267人、人口10万人あたりでは、27.9人と、国のステージⅣの目安25人を超え、先週1週間との比較では1.8倍、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率も、42.7%と、国のステージⅣの目安50%に近づくなど、感染拡大リスクが一層高まっております。

一方、全国においても、新規感染者数は、連日1日1万5千人を超え、過去最多を更新しており、デルタ株をはじめ変異株による強力な感染拡大に歯止めがかからない状況にあります。

今まさに「感染急拡大」というべき状況であり、このまま感染拡大が続き、感染者が累増していくことになれば、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがあります。

こうした状況を何としても食い止めるため、今回、県の対策期をさらに引き上げ、一層の感染拡大防止を図らざるを得ないものと総合的に判断し、香川県対処方針に基づき、明日、8月9日（月）から31日（火）まで、最も高い警戒レベルの「緊急事態対策期」に移行いたします。

「緊急事態対策期」においては、県民の皆さま、特に若い世代の方々には、今一度、デルタ株の出現によってこれまでとは変わり、感染及び重症化リスクが高まっていること、感染後の重い後遺症に苦しんでいらっしゃる方がいることをご理解いただき、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないように、日中も含めた不要不急の外出・移動そのものを自粛していただくなど、最大限の感染防止対策をとっていただきますよう、重ねてお願いいたします。

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動は自粛を
- ・外出する必要がある場合にも、極力、一人で、または家族、あるいは普段行動を共にしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けた行動を
- ・特に、他の都道府県との不要不急の移動・往来は自粛を
県境をまたぐ不要不急の旅行や帰省、イベント参加等は、ご家族やご友人等とも慎重に相談し、「行かない」「呼ばない」「延期」の選択を
- ・県外から本県へ来県される方には、旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についての対応の十分な確認をお願いします。

このほか、栗林公園やさぬきこどもの国など、多くの集客が見込まれる県有施設を明日から対策期間中、原則、休館・休園するとともに、国の「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域から多くの参加者が見込まれるイベント等については、国の基本的対処方針を踏まえ、感染拡大を防止する観点から、対象区域からの移動、参加等を極力控えることについて適切に対応するよう主催者に協力要請するなど、人流を抑制し、感染リスクの低減につなげてまいります。

私としましては、ワクチン接種の進捗により所期の効果が得られ、一日も早く社会経済が回復するよう、国、各市町とも連携し、県民の皆さま、事業者の皆さまと一緒に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。また、ワクチン接種は、強制ではなく、御本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願いいたします。

令和3年8月8日

香川県知事 浜田 恵 造

緊急事態対策期における対策（8月9日以降）について

令和3年8月8日

○対策期間：8月9日（月）～8月31日（火）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項等）

(1) 外出について

○日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛するよう協力要請

外出する必要がある場合にも、極力、一人で、または家族、あるいは普段行動をとともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力要請

○特に、他の都道府県との不要不急の移動・往來を自粛するよう協力要請

県境をまたぐ不要不急の旅行や帰省、イベント参加等は、ご家族やご友人等とも慎重に相談し、「行かない」「呼ばない」「延期」の選択をするよう協力要請

○県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請

○県外から本県へ来県される方に、旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ

○外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請

別添1：気をつけていただきたいこと

○発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請

○感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請等に応じていない飲食店等の利用を自粛し、必要な会食は「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請

別添2（省略）：業種別ガイドライン

○厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請

別添3：新型コロナウイルス接触確認アプリ

※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底について

○「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請

別添4：「人の接触を8割減らす10のポイント」

（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

別添5：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」

（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）

○大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請

○会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請

○感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請

別添6：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

○飲食店への営業時間の短縮を協力要請（期間：8月7日～8月20日、対象区域：高松市内）

○飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとるよう協力要請

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

別添2（再掲）：業種別ガイドライン

別添7：今後における適切な感染防止対策

別添8：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添9：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請

・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること

・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること

・手洗い・手指消毒を徹底すること

・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること

・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと

・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

○催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請

国の基本的対処方針や催物（イベント等）の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、事前相談の有無に関わらず、**別添10**に沿った必要な感染防止策を講じていただくことを前提に開催を可能とする。

別添10（省略）：催物（イベント等）の開催に係る留意事項

○事前相談の対象となる催物（イベント等）のうち、国の「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域から多くの参加者が見込まれるものについては、国の基本的対処方針を踏まえ、感染拡大を防止する観点から、対象区域からの移動、イベント参加等を極力控えることについて適切に対応するよう、主催者に協力要請

4. 県有施設等における対応

○特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設（※）は、原則、休館・休園。

（期間：8月9日～8月31日）

※ 栗林公園、さぬきこどもの国、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館、瀬戸内海歴史民俗資料館、瀬戸大橋記念館

他の県有施設等について、休館・休園を含めた対応を検討。

県有施設等について開館する場合、適切な感染防止対策の一層の徹底を図る。

○対策期間における県主催の行事・イベントについて、原則、中止・延期（8月末まで：別紙（省略））

5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。（営業時間短縮要請の対象となる飲食店の従業員に対するPCR検査を実施：別紙（省略））

○医療機関、高齢者施設等へ抗原簡易キットを配布する。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

○ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。

（県広域集団接種センターにおける接種対象者に飲食店従事者を追加：別紙（省略））

○県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により出勤抑制等の接触機会の低減に取り組む。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

（別紙（省略）：「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」）

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

参考

令和2年 5月15日
 令和2年 8月21日改正
 令和2年12月 8日改正
 令和3年 1月 8日改正
 令和3年 3月31日改正
 令和3年 4月 3日改正
 令和3年 4月19日改正
 令和3年 5月 8日改正
 令和3年 7月 9日改正

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期	
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態（国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定）	
移行基準	感染の状況	①直近1週間の累積新規感染者数（直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数）	—	5人程度以上（0.5人以上）	24人程度以上（2.5人以上）	48人程度以上（5人以上）	239人程度以上（25人以上）	
		②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
		③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
	医療提供体制等の負荷	④医療のひっ迫具合（入院医療）	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
		“ ” （重症者用病床）	—	—	—	—	入院率40%以下	入院率25%以下
		⑤療養者数（人口10万人当たりの全療養者数※）※入院者、自宅・宿泊療養者等を含めた数	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
	監視体制	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	5%以上	10%以上
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間（少なくとも2週間）経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断					
○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況に加え、国において示す早期探知のための指標などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討 ○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討 ○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討								
共通事項（※1 ※2）		3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「接触確認アプリ（COCOA）」のインストール・積極的活用						
対応方針	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える	(1) の対策の徹底	【法 24⑨による要請】 ・(1) の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法 24⑨による要請】 ・(1) ②③の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法 24⑨又は法 31 の 6②による要請】 ・(4) の対策に加え、他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短要請した時間以降、飲食店に出入りしないよう要請することを検討	【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 ・「緊急事態宣言対象区域」等となった場合には、「緊急事態措置」等として、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に夜間の自粛の徹底）について要請を検討	
	事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ・「業種別ガイドライン」等の徹底、遵守様式の掲示 ・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・座席間確保や執務オフィスの分散		【法 24⑨による要請】 ・(1) の対策の強力な推進	【法 24⑨による要請】 ・(3) の対策と同様	【法 24⑨又は法 31 の 6①による要請】 ・(3) の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】 ・(5) の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討	
	イベント等の開催（※3）	【法に基づかない協力依頼】 ・「催物（イベント等）の開催に係る留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催		【法 24⑨による要請】 ・(2) の対策と同様	【法 24⑨による要請】 ・(2) の対策と同様	【法 24⑨又は法 31 の 6①による要請】 ・(2) の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】 ・(5) の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	
	県有施設等における対応	・適切な感染防止対策を講じた上で開館		・(2) の対策と同様	・(2) の対策と同様	・(2) の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短を検討	・(5) の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、時短等を検討	
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用 ※2 時短等を要請する場合は、県内の感染状況や基本的対処方針等を考慮して判断 ※3 イベント等の開催については、国の基本的対処方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討								



令和3年8月8日
部署名：交流推進部観光振興課
総務・誘客推進グループ
担当者：仲川、長尾
連絡先：ダイヤル 087-832-3361
087-831-1111（内線 3512）

「新うどん県泊まってかがわ割」の取扱いの一部変更について

県民の皆様を対象に県内宿泊等を助成する「新うどん県泊まってかがわ割」については、「緊急事態対策期」への移行に伴い、8月31日までの宿泊等に係る新規予約の受付を引き続き停止します。

また、既存予約については、8月19日から8月31日までの宿泊等に係る助成の適用を停止します。

1 取扱いの一部変更について

(1) 新規予約

- ・令和3年8月31日（火）までの旅行に係る新規予約の受付を停止している「新うどん県泊まってかがわ割」については、8月31日（火）（宿泊の場合は、9月1日（水）チェックアウト）までの旅行に係る新規予約の受付を引き続き停止します。

(2) 既存予約

- ・令和3年8月18日（水）（宿泊の場合は、8月19日（木）チェックアウト）までの旅行については、助成を適用しますが、8月19日（木）から8月31日（火）までの旅行については、助成の適用を停止します。

（連泊の場合、8月18日宿泊分までを適用します。）

- ・なお、地域クーポン券の取扱いについては、8月18日までの旅行を対象とし、有効期限内での利用が可能です。

(3) キャンセル料

- ・本日から8月18日（水）までに発生したキャンセル料については、県が旅行会社及び宿泊施設に支援します。

【新うどん県泊まってかがわ割事務局】

電話番号：087-823-5011

住 所：〒760-0017 高松市番町1丁目6-6（甲南アセット番町ビル3F）

営業時間：平日10：00～17：00（土日祝、年末年始12/29～1/3は休業）

公式HP：<https://www.new-kagawa-wari.com>



学校における対応について

学校における感染拡大防止の徹底等を図るため、「緊急事態対策期」（8月9日～8月31日）の間、下記のとおり対応する旨を県立学校長に通知するとともに、市町教育委員会にも送付する。

記

1 感染症対策について

- 登校時の健康観察（検温結果及び健康観察票等の確認）を顧問や担当教員が確認すること。特に、夏季休業明けは担任を中心に健康観察を徹底し、情報共有を行って、新型コロナウイルス感染症だけでなく、様々な理由で心身の不調を訴える児童生徒の早期発見と対応に努めること。
- ワクチン接種による欠席や副反応による体調不良等で欠席した場合は、出席停止とするなど、本人に不利が生じないように、柔軟に対応すること。

2 部活動について

(1) 実施の可否について

	区分	実施の可否
ア	自校のみの練習	○ (※1)
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	× (※2)
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	

(※1)ア及びイにおける留意点

ア、イとも昼食を挟む活動はしないこと、イにおいても、いわゆる大会形式ではなく、自校及び相手校のみに限り、複数校との交流は行わないこと。

(※2)オ及びカにおける留意点

全国大会やブロック大会などに出場する学校の部については、既に計画済みのものに限り、例外的に県外での練習試合等を認めるが、その場合でも遠征先の感染レベルに加え、県内の感染状況が「新規陽性者数が15人以上/人口10万人/週」等となった場合は中止すること。

(2) 実施上の留意点について

- ・ 顧問による活動開始前の健康観察を徹底し、少しでも体調に不安のある生徒については、部活動に参加させないことを徹底すること。
- ・ マスクの着用については、熱中症等健康被害の防止のため、最大限の注意喚起を行うこと。
- ・ 部活動ガイドラインを遵守し、より短時間で効果的な活動とすること。
- ・ 部活動については、顧問のみで実施を決定するのではなく、校長が実施計画、大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。
- ・ 参加については、本人及び保護者の意思を確認するとともに、それを尊重すること。また、活動の参加の意思を確認する場合は、一般的に不参加を表明しにくいことを踏まえ、意思表示がしやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・ 主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹底した上で参加すること。
- ・ 活動前後における交流会や懇親会等への参加については、厳に慎むこと。
- ・ 感染のリスクが高い活動については、慎重に検討を行うこと。
- ・ 用具等については、可能な限り共有を避けること。
- ・ 部室等の利用については、15分以内の短時間の利用とし、人との距離が最低1メートル確保できるようにし、一斉に利用しないこと。

3 集団宿泊学習等の特別活動について

- 宿泊を伴う活動については、原則中止とすること。
- 宿泊を伴わない活動においても、感染状況に鑑み、実施の可否を慎重に検討すること。

香川県の現状

パネル 1

【8/3～感染拡大防止集中対策期】

直近 1 週間の 累積新規感染者数	先週 1 週間の 累積新規感染者数
267人	146人

8月 累積新規感染者数 (8月7日現在)	7月 累積新規感染者数
267人	210人

指 標	8月7日現在
① 直近 1 週間の累積新規感染者数 (対人口 10 万人)	10万人当たり 27.9人 < 直近 1 週間 (8/1～8/7) 267人 >
② 感染経路不明者数 の割合	50.2% < ①の 267人 のうち感染経路不明は 134人 >
③ 直近 1 週間と先週 1 週間の比較	1.8 < 先週 1 週間 (7/25～7/31) 146人 >
④医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	42.7% < 入院患者 100人 / 病床234床 >
〃 (入院医療：入院率)	30.7% < 入院患者 104人 / 療養者数 339人 >
〃 (重症者用病床：確保病床の使用率)	3.6% < 重症患者 1人 / 病床28床 >
⑤ 療養者数 (対人口 10 万人)	10万人当たり 35.5人 < 339人 [入院 104人、宿泊療養等 235人] >
⑥ 直近 1 週間の P C R 陽性率	7.6% < 陽性 267人 / 検査数 3519人 >

(参考) 国分科会提言 (R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1 週間 10 万人当たり 15人以上	1 週間 10 万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

緊急事態

対策期

最大限の感染予防を

県民の皆さまへ

パネル3

日中も含めた不要不急の
外出・移動は自粛を！

外出する必要がある場合、
混雑した場所・時間を避けて

旅行・帰省・イベント参加等は
「行かない・呼ばない・延期」
の選択を！

県外の皆さまへ

旅行・帰省・イベント参加等を極力
控えることなど、お住まいの地域の
対応を十分ご確認を！

感染状況が落ち着いた後のご来県を
心よりお待ちしております！

ご理解・ご協力をお願いします！

新型コロナウイルス うつらない、うつさない 気をつけていただきたいこと

飛沫をとばさない

会食時にも、食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスクをするなどの工夫が有効です。

マスクの着用を！ 大声で会話しない！

接触感染にも注意を

ウイルスがついた場所に触れた手で、口や鼻などを触ると感染リスクが高まります。

手洗い・消毒を こまめに！

マイクロ飛沫が浮遊

換気が悪い環境では、小さくなった飛沫が長時間空気中を漂います。

適切な換気を！

大人数や長時間の飲食時などには忘れがちになります。

ご協力をお願いします。

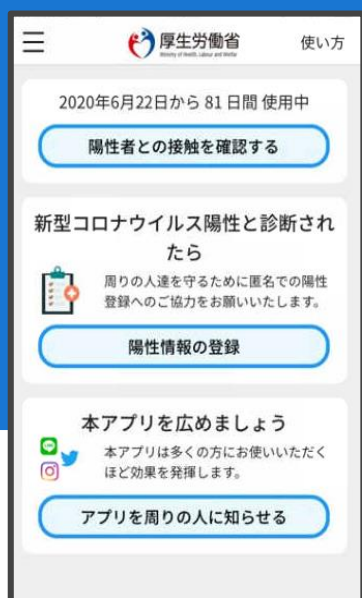
自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application

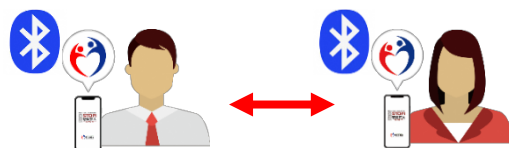


*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取る
ことができる、スマートフォンのアプリです

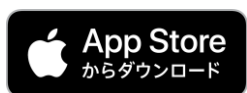
- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながる事が期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

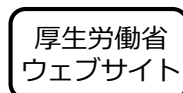
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはありませんか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中のみ記録され、14日経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはなく、記録することはありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者の感染可能期間で、最大過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、アプリの画面に表示される「検査等の相談先を探す」ボタンを押すと、都道府県ごとに受診・相談センター等の連絡先が表示され、そちらにご連絡いただくと検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される「検査等の相談先を探す」ボタンを押すと、都道府県ごとに受診・相談センターなどの連絡先が表示され、そちらにご連絡いただくと検査の受診などが案内されます。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

人との接触を8割減らす、10のポイント

別添4

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを**着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □ 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □ 身体的距離の確保
- **「3密」の回避（密集、密接、密閉）**
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □ 時差通勤でゆったりと □ オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □ 対面での打合せは換気とマスク

感染リスクが高まる「5つの場面」

別添6

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

<利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
 - ②なるべく普段一緒にいる人と、
 - ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに。（正面や真横はなるべく避ける）
（食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・会話する時はなるべくマスク着用。（フェイスシールド・マウスシールド※¹はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※²。）
 - ※¹ フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
 - ※² 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

<お店>

- ・お店はガイドライン★の遵守を。
（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）
- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、
接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。

今後における適切な感染防止対策

目 的	具 体 的 な 取 組 例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗・施設等利用者の入場制限や一方通行の誘導など行列を作らないための工夫や行列位置の指定を行うなどして列間隔の確保(約2m間隔の確保)、施設内の十分な間隔の確保 ・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の 防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする ・複数の人の手が触れる扉や共用部など、店舗・事務所内の定期的な消毒 ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は適切に洗浄・消毒 ・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染を防止

新型コロナウイルス うつらない、うつさない

飲食事業者の皆様へ

別添 8

店舗等での感染防止策の確実な実践

◎ 業種別ガイドライン等の徹底を！

- ・ 対人距離の確保（斜め向かいに座るなど）
- ・ パーティションの活用
- ・ 会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用
- ・ 適切な換気

ご協力をお願いします。

